

制 定 平成26年 5月 7日
改 定 平成29年 1月 1日

旅行の安全に関する基本方針

私たちは、経営理念の実践及び企業ビジョンの実現にあたり、お客様に「安心・信頼」していただける旅行を提供することが社会的責務であるとの認識のもと、次のとおり旅行の安全に関する基本方針を定めます。

1. 安全管理責任者を定め、旅行の安全確保の重要性を全社員に徹底する体制を構築します。
2. 旅行安全マネジメント（PDCA）を確実に実施し、定期的・継続的に見直すことにより、旅行の安全性向上に努めます。
3. 旅行の安全に関する情報について、積極的に公表します。
4. 緊急時に備え、定期的な訓練を実施します。

旅行の安全に関する重点施策

旅行の安全に関する基本方針に基づき、次の項目をふまえた取り組みを重点施策とする。

1. 旅行の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び関係諸規定に定められた事項を順守します。
2. 旅行の安全に関する内部チェックを行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
3. 旅行の安全に関する情報の連絡体制を確立します。
4. 旅行の安全に関する教育及び研修の計画を作成し、これらを的確に実施します。